

札幌市居住支援協議会見守り機器設置費等補助金交付要綱

令和3年6月17日

(最終改正 令和7年(2025年)3月28日)

札幌市居住支援協議会会長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第8条の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録促進を図るとともに、住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、入居者の安否や生活状況の異常の把握を行うための機器（以下「見守り機器」という。）を購入又は賃借し、取り付ける場合に、その費用の一部を補助する補助金の交付に関し必要な事項を定めることにより、補助に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セーフティネット住宅 住宅セーフティネット法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。
- (2) セーフティネット相当住宅 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第11条及び第12条の規定を満たす札幌市内に存する住宅をいう。
- (3) 居住サポート住宅 住宅セーフティネット法第40条に規定する居住安定援助賃貸住宅をいう。
- (4) 居住支援法人 住宅セーフティネット法第59条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。
- (5) 特定賃貸借契約 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「賃貸住宅管理法」という。）第2条第4項に規定する賃貸住宅の賃貸借契約をいう。
- (6) サブリース 特定賃貸借契約に基づき賃借した賃貸住宅を第三者に転貸することをいう。
- (7) 賃貸住宅 賃貸住宅管理法第2条第1項に規定する賃貸の用に供する住宅をいう。

(補助対象住宅、補助対象見守り機器及び補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅は、札幌市内に存する住宅で、セーフティネット住宅、セーフティネット相当住宅、居住サポート住宅、居住支援法人が所有する賃貸住宅（居住支援法人の構成員が代表者又は役員である法人が所有する賃貸住宅を含む。）及び居住支援法人がサブリースする賃貸住宅とする。

2 補助金の交付の対象となる見守り機器は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 見守りの機能を有すること（センサーにより、住戸内の入居者の安否を第三者が把握できること。）。
- (2) 常時見守りが可能であること（通信機能により、第三者が入居者の生活状況の異常等について、携帯端末等を通じて把握できること。）。

3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) セーフティネット住宅、セーフティネット相当住宅若しくは居住サポート住宅の貸主、賃貸住宅の管理業務の適正化に関する法律第2条第3項に規定する賃貸住宅管理業者などの管理会社又は居住支援法人
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

（補助対象経費、補助金の交付額等）

第4条 この要綱に基づく補助金の交付は、予算の範囲内において行う。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとし、領収書、料金明細等で金額が確認できる経費とする。ただし、補助対象者が実際に負担するものに限る。

- (1) 前条第2項に規定する見守り機器の購入費用
- (2) 前条第2項に規定する見守り機器の購入時又は貸借時の取り付け費用

3 消費税及び地方消費税については、補助対象経費から除くものとする。

4 補助金の交付額は、住戸ごとに前2項の規定により算定した補助対象経費に2分の1の補助率を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。ただし、1戸当たり3万円を限度額とする。

5 補助金の交付は、一の住戸につき一度限りとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、見守り機器の購入及び取り付けをする前に、補助金交付申請書（様式1）に見守り機器の仕様、金額が確認できる書類（見積書、料金明細書）及びその他申請内容の確認に必要な書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 セーフティネット相当住宅について補助金の交付を受けようとする者は、前項に加えて別表1に定める書類を添えて、会長に申請しなければならない。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、前条の申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下届（様式2）により会長に届け出なければならない。

（補助金交付決定等）

第7条 会長は、第5条の規定による申請を受けたときは、当該申請内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式3）又は補助金不交付決定通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、補助金交付決定について条件を付することができる。

3 会長は、適正な交付を行うため、申請者に対し、必要に応じて資料の提出及び申請書類等の修正を求めることができる。

（補助金交付申請内容の変更）

第8条 申請者は、第5条の規定に基づき申請した内容を変更するとき、補助金交付変更申

請書（様式 5）に変更に関する書類を添えて、速やかに会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、その適否を判断し、補助金交付決定変更通知書（様式 6）又は補助金交付決定取消通知書（様式 10）により申請者に通知するものとする。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の審査及び通知に準用する。

（辞退の届出）

第 9 条 申請者は、第 7 条の規定による決定を受けた補助金の交付を辞退するときは、補助金交付辞退届（様式 7）により、速やかに会長に届け出なければならない。

2 会長は前項の辞退届の提出を受けたときは、補助金交付決定を取り消し、補助金交付決定取消通知書（様式 10）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 第 7 条の規定により補助金交付決定を受けた者は、見守り機器の設置が完了したときは、実績報告書（様式 8）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに会長に報告しなければならない。

（1） 支出を証明する書類（領収書等）

（2） 見守り機器の設置が確認できる現況写真

2 前項の報告書の提出は、原則として、補助金交付決定日の属する年度の 2 月末日（休日（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）第 1 条に規定する本市の休日）に当たるときは、その翌日）までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告内容を審査の上、その適否を判断し、補助金交付額確定通知書（様式 9）又は補助金交付決定取消通知書（様式 10）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 会長は、前条の規定による補助金交付額の通知後、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

第 13 条 申請者は、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に規定する申請、届出及び報告について、他の者に手続きの代行を依頼することができる。

2 前項の規定により手続きの代行を依頼する場合は、補助金交付申請書（様式 1）に次の内容を記し、会長に届け出なければならない。

（1） 申請者から手続きの代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）の氏名、住所及び連絡先

（2） 申請者が手続代行者に代行を依頼した手続、業務等

3 手続代行者は、手続きの代行を通じ得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守して取り扱わなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第 14 条 会長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 前項の規定は、第11条の補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（様式10）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第15条 会長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、期限を定め、補助金返還命令書（様式11）により申請者に返還を命じるものとする。
- 2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

（調査等の実施）

- 第16条 会長は、この要綱による補助金の執行の適正を期するため、申請者の状況を調査（実地検査を含む。）し、又は申請者に報告を求めることができる。
- 2 申請者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。
- 3 会長は、前項の協力が得られないときは、補助金交付決定を取り消すことができる。
- 4 会長は、前項の規定により取消しを行うときは、補助金交付決定取消通知書（様式10）により申請者に通知するものとする。

（業務の委託）

- 第17条 会長は、この要綱に基づく事業の全部又は一部を委託することができる。

（その他）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

	書類に明示すべき事項
(1)	住戸の間取り及び床面積を確認できる図書
(2)	住戸に設置された設備等の配置が確認できる図書
(3)	昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物又は地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の規定に適合することが証明されている建築物であることがわかる書類

※上記書類は、併せて作成することができる。